

介護予防支援事業者の指定について

参考資料のとおり、地域包括支援センターの業務負荷軽減のため、令和 6 年 4 月 1 日より、介護保険施行規則の一部が改正され、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することができるようになっていきます。

現在、3 つの事業者が介護予防支援の指定を受けていますが、令和 7 年 4 月 1 日付と令和 7 年 9 月 1 日付の事業開始でそれぞれ新たに申請がありましたので、報告します。

【指定する事業者】

令和 7 年 4 月 1 日付

- ・福あーるケアプランセンター太宰府（所在地：都府楼南）

令和 7 年 9 月 1 日付

- ・ケアプラン みのりの樹（所在地：通古賀）

(参考資料 1)

地域包括支援センターの体制整備等(令和6年4月1日施行)

改正の趣旨

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら介護予防支援(介護予防ケアプランの作成等)や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

- 要支援者を行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、**居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)**も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、**市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。**
- 地域包括支援センターが行う**総合相談支援業務**について、その一部を**ケアマネ事業所等に委託**することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は、**市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。**
- 施行期日：令和6年4月1日

負担に感じる業務(上位3つまで)

※103基センターからの回答を集計



(参考資料 2)

介護予防支援の指定対象の拡大(介護保険法施行規則の改正)

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。**

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与

